

徳島県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、令和2年度の行政監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月9日

徳島県監査委員	近 藤	光 男
同	岡 崎	悦 夫
同	大 寺	健 司
同	大 塚	明 廣
同	北 島	一 人

令和2年度

行政監査結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第1	行政監査の趣旨等	1
第2	監査の対象	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
3	監査対象機関	1
4	監査対象年度	3
5	監査実施期間	3
6	監査の実施内容	3
7	監査の着眼点	3
第3	監査の結果	4
1	事実関係の確認	4
(1)	生産品の売払状況について	4
ア	生産品の生産状況	4
イ	生産の目的及び生産計画	6
ウ	生産品の管理状況	9
エ	売払価格の設定	11
オ	事務処理及び売払形態	13
カ	売払代金の取扱い	16
キ	事業効果を高める手法	18
(2)	県立学校生徒による商品開発，販売について	20
2	監査の意見等	27
(1)	売払代金の取扱いについて	27
(2)	生産品の管理状況について	28
(3)	事務処理及び売払形態について	29
(4)	売払価格の設定について	29
(5)	事業効果を高める工夫について	29
(6)	県立学校生徒による商品開発，販売活動における会計処理について	30
3	まとめ	30

第1 行政監査の趣旨等

行政監査については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うものであり、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 監査対象事務

生製品の売払業務に関する事務について

2 選定理由

本県の試験研究機関や学校等では、試験研究や実習などで生産した生製品を売り払って県の収入にしている。生製品の売払業務の中には、現金を取り扱う事務もあり、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号。以下「会計規則」という。）等に基づいた、適正な取扱いが求められる。

また、生製品の売払業務においては、売払代金の取扱いはもとより、生製品の管理や売払価格の決定等を含めた一連の事務について、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、適切な執行が求められるものでもある。

そこで、生製品の売払いや管理状況等を監査することで、今後の適正かつ効率的な事務の確保に資することとする。

3 監査対象機関

監査対象機関の選定に当たっては、定期監査（企業会計を除く）の対象となっている機関を対象に、生製品の売払状況等について事前調査を実施するとともに、教育委員会については、生製品の売払業務に加え、県立学校の生徒による商品開発、販売について調査を行い、それらの結果を基に、次の選定基準により14機関を選定した。

○選定基準

次の①又は②に該当する機関を選定する。

①令和元年度に生製品の売払実績のある機関

②令和元年度に県立学校生徒による商品開発、販売の実績がある機関

なお、生製品とは、会計規則第83条第1項第4号に定義されており、「試験、研究、職業指導等のため製造し、収穫し、又は生産した物品」をいい、動物（牛、馬、豚、羊等の大動物及び中動物）を除くとされている。

また、県立学校生徒による商品開発、販売については、教育の一環として取り組ま

れている活動を対象とした。

表1 監査対象機関

部 局	監査対象機関	生産品の売払収入のある機関	県立学校生徒による商品開発及び販売の実績がある機関
商工労働 観光部	中央テクノスクール	○	/
	農林水産 部	スマート林業課	
水産振興課		○	
農林水産総合技術支援 センター経営研究課		○	
〃 畜産研究課		○	
〃 水産研究課		○	
教育委員 会	城西高等学校	○	○
	徳島商業高等学校	—	○
	小松島西高等学校	○	○
	那賀高等学校	○	○
	吉野川高等学校	○	○
	つるぎ高等学校	—	○
	池田高等学校	○	○
	阿南支援学校	—	○
監査対象機関計 14 機関		11 機関	8 機関

(注) 農林水産総合技術支援センター経営研究課については、センター内の農産園芸研究課、資源環境研究課、農業大学校も監査の対象に含めた。

(1) 委員監査対象機関 ※4機関

農林水産総合技術支援センター経営研究課、城西高等学校、小松島西高等学校、池田高等学校

(2) 書面監査対象機関（職員による実地監査を行った機関） ※3機関

水産振興課、農林水産総合技術支援センター畜産研究課、吉野川高等学校

(3) 書面監査対象機関 ※7機関

中央テクノスクール、スマート林業課、農林水産総合技術支援センター水産研究課、徳島商業高等学校、那賀高等学校、つるぎ高等学校、阿南支援学校

4 監査対象年度

令和元年度

ただし、必要に応じ他の年度についても対象とした。

5 監査実施期間

この監査は、令和2年5月から令和3年3月までの間で実施した。

6 監査の実施内容

監査を実施するに当たっては、生産品の売払業務を行っている機関に対し生産品の管理状況、売払代金の取扱状況などを記載した監査資料を求めた。

また、県立学校において商品開発、販売を行っている機関については、生徒による商品開発、販売の実施状況等に関して記載を求め、それぞれ提出された監査資料に基づき、監査委員が監査した。

7 監査の着眼点

この監査においては、次の項目を着眼点とした。

- ・ 売払代金の取扱いは適正に行われているか
- ・ 生産品の管理は適切に行われているか
- ・ 事務処理及び売払形態は適切かつ効率的であるか
- ・ 売払価格の設定は適切であるか
- ・ 事業効果を高めるための工夫はなされているか

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 生産品の売払状況について

ア 生産品の生産状況

(ア) 機関・区分別の生産品売払収入の推移

過去3年度の機関別の生産品売払収入額は、「表2」のとおりである。

県全体の令和元年度生産品売払収入の決算額は、105,679千円であり、監査対象機関全体の売払収入額の推移を見ると、平成29年度から2年連続で約5パーセント減少している。その大きな要因は、全体に占める割合が大きい水産振興課及び農林水産総合技術支援センター畜産研究課（以下、「畜産研究課」という。）において収入額の変動が大きかったためであり、水産振興課では、売払先からの注文数の減少によるもの、畜産研究課では、生乳生産数量が減少したことによるもの、と分析している。

また、中央テクノスクール及び那賀高等学校においても、年度間の変動割合が大きくなっているが、その主な要因として、中央テクノスクールでは、職業訓練のカリキュラムの見直しや訓練生数の減少による生産数の減少、那賀高等学校では、施設設備などのハード面、人材育成や商品開発などのソフト面ともに効率的な運用を目指し、安定収入に向けた基盤整備を行い増産につながったため、としている。

表2 機関別の生産品売払収入額

部 局	監査対象機関	生産品売払収入			
		令和元年度		平成30年度(千円)	平成29年度(千円)
		(千円)	構成比(%)		
商工労働 観光部	中央テクノスクール	74	0.1	184	439
	農林水産 部	スマート林業課	777	0.7	277
	水産振興課	46,965	44.4	52,742	52,992
	農林水産総合技術支援 センター経営研究課	7,836	7.4	7,202	10,225
	〃 畜産研究課	19,997	18.9	20,126	24,286
	〃 水産研究課	137	0.1	119	60
教育委員 会	城西高等学校（本校・ 神山校）	10,623	10.1	12,341	10,852
	小松島西高等学校（勝 浦校）	2,427	2.3	2,473	2,960
	那賀高等学校	1,201	1.1	328	127

	吉野川高等学校	10,433	9.9	10,260	9,482
	池田高等学校(三好校)	5,209	4.9	5,299	4,966
	合 計	105,679	100.0	111,351	117,108

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

区別の生産品売払収入額は、「表3」のとおりであり、過去3年における構成比の大幅な変化はない。

表3 区別の生産品売払収入額

区 分	生産品売払収入			
	令和元年度 (千円)	構成比(%)	平成30年度 (千円)	平成29年度 (千円)
水産業生産品	47,102	44.6	52,861	53,052
高等学校生産品	29,893	28.3	30,701	28,387
畜産業生産品	19,997	18.9	20,126	24,286
農業生産品	7,218	6.8	7,166	10,032
林業生産品	1,394	1.3	313	912
職業訓練生産品	74	0.1	184	439
合 計	105,679	100.0	111,351	117,108

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

(イ) 令和元年度の実産品の状況

令和元年度における各機関の実産品の状況については、「表4」のとおりであり、監査対象機関全体の品目数は662品目であった。

特に品目数が多いのは、農林水産総合技術支援センター経営研究課(以下、「経営研究課」という。)、城西高等学校、吉野川高等学校で、野菜や果樹、花き、加工品など多種多様なものを生産している。

表4 機関別の生産状況(令和元年度)

部 局	監査対象機関	品目数	主な生産品
商工労働 観光部	中央テクノスクール	18	カトラリー、うつわ、チェスト
農林水産 部	スマート林業課	1	林業用種子
	水産振興課	3	アワビ種苗、クルマエビ種苗、アユ種苗
	農林水産総合技術支援 センター経営研究課	160	トマト、ブドウ、みかん

	農林水産総合技術支援センター畜産研究課	12	生乳, 受精卵 (肉用牛), 種卵 (鶏)
	〃 水産研究課	2	ワカメ配偶体 (鳴門式), ワカメ配偶体 (のれん式)
教育委員会	城西高等学校 (本校・神山校)	156	玄米, マドレーヌ, リーフレタス
	小松島西高等学校 (勝浦校)	62	シクラメン, パンジー, トマト
	那賀高等学校	25	木製地図パズル, 木製スマホスタンド, 木製タブレットスタンド
	吉野川高等学校	142	トマト, シャインマスカット, マドレーヌ
	池田高等学校 (三好校)	81	鶏卵, プロイラー燻製, 梨
	合 計	662	

(注) 主な生産品の欄に記載した品目については、売払収入額の多い順に記載した。

イ 生産の目的及び生産計画

(ア) 生産の目的

監査対象機関における生産の目的は、「表5」のとおりである。

実習授業を目的としているのは、中央テクノスクール、経営研究課、県立学校である。県立学校では、より実践的な教育を行うため、野菜や果樹をはじめとする農産物を生産するとともに、それを原材料とした加工品を製造し売り払っている。

試験研究を目的としているのは、経営研究課、畜産研究課等である。県の試験研究機関では、農産物の品種改良や技術開発、生産性の向上を目的とする研究などが行われており、その行程の副産物のうち、状態が良いものについては売払いをして県の収入としている。また、県立学校においても、6次産業化の学習などにおいて商品開発が行われている。

産業育成を目的としているのは、スマート林業課、水産振興課、農林水産総合技術支援センター水産研究課（以下、「水産研究課」という。）等であり、これらの機関では、種苗などを安定供給することにより、産業の維持及び発展を目的として生産活動が行われている。

表5 生産の主な目的 (複数回答)

項 目	機関数
実習授業	7
試験研究	6
産業育成	5

(イ) 生産計画

生産計画の策定状況については、「表6」のとおりである。

生産計画の策定が売払収入に直接結びつくものではないが、試験研究を確実に実施するとともに食品ロスを防ぐために、適正な生産計画のもと、適切に生産を行うことが求められる。

生産については、11機関のうち9機関（81.8%）が、前年度又は年度当初に生産計画を立て、計画的に生産活動を行っている。農作物を生産する機関では作付け計画表を作成し、は種（種まき）から収穫までのスケジュールを立てている。また、収入目標額についても事前に設定されている。

2機関では生産計画は策定していないものの、過去の販売実績や購入者を対象としたアンケート等の結果などを基に生産活動を行っている。

表6 生産計画

項目	機関数	割合
前年度又は年度当初に生産計画を立てている	9	81.8%
生産計画を立てていない	2	18.2%
計	11	100.0%

(ウ) 生產品の種別，数量の決定方法

生產品の種別，数量の決定方法は、「表7」のとおりである。

生徒の技量や設備の制約等の生産能力，過去の販売実績に基づいて決定している機関がそれぞれ8機関であった。

表7 生產品の種別，数量の決定方法（複数回答）

項目	機関数
生徒の技量，設備の制約等の生産能力に基づいて決定	8
過去の販売実績に基づいて決定	8
過去の生産実績に基づいて決定	7
アンケート等の結果に基づいて決定	2
その他	5
各協議会による	(2)
試験研究の規模，学生の実習プロジェクトによる	(1)
生産者からの要望による	(1)
他の行政機関及び企業との協議による	(1)

(エ) 生産計画と生産数量の実績との差

生産計画と生産数量の実績との差については、「表8」のとおりである。

生産計画を立てていると回答のあった9機関のうち、実際に生産した数量と生産計画で定めた数量の差異が1割以内の機関は5機関（55.6%）であり、残る4機関（44.4%）では、差異が1割を超過していた。

その理由として、当該機関では、天候不順による収穫量の減少、試験計画や学生の実習プロジェクトの変更、受注量の増減などがあったため、としている。

表8 生産計画と生産数量の実績との差

項目	機関数	割合
生産計画と生産数量の差異が1割以内である	5	55.6%
生産計画と生産数量の実績に1割を超える差が生じている	4	44.4%
計	9	100.0%

(オ) 原材料の調達

原材料の調達方法については、「表9」のとおりである。

生産計画に基づき計画的に購入している機関、必要に応じて購入している機関などがあるほか、自らが生産した農産物等を加工の原材料として用いている機関が認められた。

また、城西高等学校（神山校）では、近隣農家から寄附を受けた地域固有の小麦やそばの種子を用いて、試験栽培を行っている。

表9 原材料の調達（複数回答）

項目	機関数
生産計画に基づいて計画的に購入	7
必要が生じた都度購入	6
所属（学校等）で生産した原材料（農産物等）を使用	5
企業、個人等から寄附を受けている	1
その他	4
採種園から種子を採種して保管し、必要時に払下げ	(1)
人工授精により生産した種苗	(1)
試験研究の資材として、必要量を購入	(1)
前年度の余剰分を使用	(1)

ウ 生製品の管理状況

(ア) 生製品、原材料の数量管理

生製品及び原材料の数量の管理については、「表10」のとおりである。

数量の管理は、物品出納簿、原材料品類受払簿など会計規則に定める様式に基づいて行うこととされている。

11機関のうち6機関（54.5%）は会計規則に定める様式のみを使用しており、その他の5機関では、会計規則で定める様式に加え、所属が独自に策定した要領等に基づく様式や担当者が独自に作成した様式などを用いて数量の管理を行っていた。

表10 生製品、原材料の数量の管理

項目	機関数	割合
会計規則に定める様式のみ使用している	6	54.5%
会計規則に定める様式に加え、担当者が独自に作成した様式等を使用している	4	36.4%
会計規則に定める様式に加え、所属独自に策定した要領等に基づく様式を使用している	1	9.1%
計	11	100.0%

(イ) 生製品の保管

生製品の保管管理者については、「表11」のとおりである。

保管管理が可能な生製品については、9機関で物品出納員の監督責任のもと生製品の担当教諭、実習主任、実習助手等の職員が管理を行っていた。

保管管理ができない生製品を取り扱っている5機関については、保管はせず速やかに出荷をしており、管理を要しない実態であった。

また、11機関全てで機械警備対象の建物内や施錠された建物内で盗難や紛失などの事故が起きないように管理されていた。

保管場所は、冷蔵庫、恒温庫、倉庫、繁殖場、実習室など様々であるが、温度や光条件の調整などの管理を徹底し、品質を保つ工夫が行われていた。

なお、池田高等学校（三好校）では、食品衛生法に基づくHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の考え方を取り入れた食品の衛生管理を実施する予定としている。

※HACCP…食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確

保しようとする衛生管理の手法。

表 1 1 生産品の保管管理をする者（複数回答）

項目	機関数
物品出納員以外の職員が保管	9
その他（保管せずに速やかに引き渡し）	5
物品出納員が保管	1

(ウ) 収穫前の農産物の盗難対策

収穫前の農産物の盗難対策の状況は、「表 1 2」のとおりである。

農産物を生産している 6 機関のうち、農場等への盗難対策を講じているのは 5 機関であり、監視カメラの設置や立入を禁止する警告看板、電気柵、門扉、チェーン等により人や野生動物の侵入を防ぐというものであった。

なお、1 機関では盗難対策を講じていないという回答だったが、その理由として、農作物を栽培する畑が敷地にほど近い場所にあり、職員の監視が行き届くため、としている。

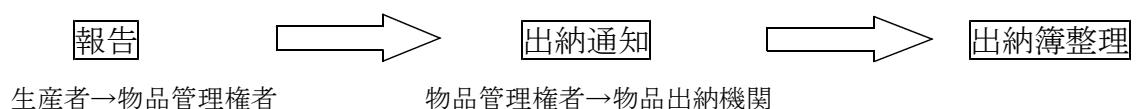
表 1 2 収穫前の農産物についての盗難対策（農産物の取扱いがある 6 機関）

項目	機関数	割合
対策を講じている	5	83.3%
対策を講じていない	1	16.7%
計	6	100.0%

(エ) 生産品の受入れ及び払出し

生産品の受入れ及び払出しの手順は次のとおりであり、監査対象機関では、この手順により処理が行われていた。

【生産時の事務処理】



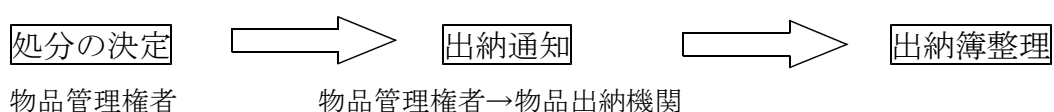
出納局会計課作成の「徳島県会計事務の手引き」（以下、「会計事務の手引き」という。）によると、生産品を生産した場合、作業日誌等に品目、数量を記載の上、生産品報告書を作成し、物品管理権者に報告した後、物品管理権者は物

品出納機関に出納通知をし、物品を引き継ぎ、物品出納機関において、生産品報告書により物品出納簿の整理を行うこととなっている。

※物品管理権者とは、物品会計における命令系統の機関であり、本来は知事をいうが、実際の事務は各課等の長又は知事から委任を受けた麻長が行っている。

※物品出納機関とは、物品管理権者の出納通知により物品の出納を行う機関であり、本来は会計管理者をいうが、実際の事務は会計管理者から委任を受けた物品出納員が行っている。

【処分時の事務処理】



生産品を処分する際の手続は、物品管理権者が処分の決定をし、物品出納機関に払出しの出納通知を行い、物品出納機関が生産品処分書により物品出納簿の整理をして生産品を払い出すとされている。(生産と同時に処分を必要とする場合は、生産品報告(処分)書により処分することができる。)

エ 売払価格の設定

(ア) 価格決定

価格決定手続を定めた要領等の策定状況は、「表13」のとおりである。

要領等を作成しているのは経営研究課、畜産研究課、城西高等学校(本校・神山校)、小松島西高等学校、那賀高等学校の5機関であった。

このうち畜産研究課では、「徳島県牛受精卵売払い要領」及び「徳島県豚精液売払い要領」により価格が定められていた。

また、県立学校3機関では、「学校農場生産物販売価格評価規定」に基づき、生産物評価委員会において生産品の品質、規格等に配慮した上で、市場価格を参考に価格を算定し、学校長へ答申し、学校長が決定することとしている。

要領等を策定していない機関においては、売払先関係者と組織する協議会などで価格を決定したり、市場価格や原材料費を基に価格を算定し価格決定の手続を行っていた。

表 1 3 価格決定手続を定めた要領等の策定

項目	機関数	割合
策定している	5	45.5%
策定していない	6	54.5%
計	11	100.0%

(イ) 売払価格の算定

売払価格の算定方法は、「表 1 4」のとおりである。

市場価格を参考に算定している機関が 8 機関あり、これらの機関においては、新聞に掲載されている市況や、近隣の小売店の価格などを参考にしていた。

また、水産物や加工品等を生産する 6 機関では、原材料費、人件費などの費用を基に価格を算定している。そのほか、売払要領に基づく価格、インターネットで販売されている価格などにより算定している機関があった。

なお、農産物等を生産している機関では、過度に安価で販売すると、一般の小売店や産直市での他の生産者の販売にも影響を及ぼすため、市場価格と大幅にかい離しないよう配慮した価格設定を行っている、としている。

表 1 4 売払価格の算定方法 (複数回答)

項目	機関数
市場価格を参考に算定している	8
原材料費等の費用を基に算定している	6
その他	2
売払要領に基づき決定	(1)
インターネットでの販売価格、業者からの見積価格から算定	(1)

(ウ) 単価の見直し

各機関における単価の見直しの頻度については、「表 1 5」のとおりである。

年に一度単価を算定した後、市場価格に大幅な変動があった場合に見直しを行っている機関、売払いの都度、単価を算定している機関がそれぞれ 4 機関あった。

水産振興課及び畜産研究課では、年に一度単価の算定をしており、年度途中の見直しは行っていない。また、水産研究課では、単価の算定基礎となる費用が人件費と光熱費のみであり、大きな変動がないため、一度算定した単価で固定している。

表 1 5 単価の見直しの頻度

項 目	機関数	割 合
年に一度単価を算定するが、市場価格が大幅に変動した場合は、見直しを行う	4	36.4%
売払いの都度、単価を算定している	4	36.4%
年に一度単価を算定しており、年度途中の見直しは行わない	2	18.2%
その他（大きな変動がないため、一度算定した単価で固定）	1	9.1%
計	11	100.0%

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

オ 事務処理及び売払形態

(ア) 取扱要領

事務手続に係る取扱要領の策定状況は、「表 1 6」のとおりである。

「会計規則」及び「会計事務の手引き」以外に取扱要領を策定している機関は6機関あり、売払要領の策定や、県立学校においては、「学校農場生産物販売価格評価規定」及び「消費組合の規約」が策定されていた。

※消費組合…生産品を取り扱う各県立学校に設置された、生産品の購入及び販売を行う団体。

表 1 6 会計規則及び会計事務の手引き以外の取扱要領

項 目	機関数	割 合
策定している	6	54.5%
策定していない	5	45.5%
計	11	100.0%

(イ) 売払形態

令和元年度の売払形態別の収入額は、「表 1 7」のとおりである。

あらかじめ売払価格を定め、業者等に売り払うものが全体の売払収入額の約66パーセントを占めている。

県立学校5機関では、消費組合を設置し、学校祭などの学校行事や地域イベント、学校に設置された生産品販売所等で購入希望者に売払いをを行っている。

中央テクノスクールは、売払価格を定め、後援会を通して消費者へ売払いを行っており、県立学校の消費組合を通じた売払いと類似した形態が取られている。

表 1 7 売払形態別の収入額 (複数回答)

項 目	機関数	売払収入額 (単位：千円)	割 合
売払価格を定め、業者等に売り払う	9	69,916	66.2%
購入希望者等にその都度売り払う	5	11,574	11.0%
産直市など市場等で売り払う	5	10,805	10.2%
行事等で売り払う	6	8,954	8.5%
市場等におけるせり売り	2	4,430	4.2%
計		105,679	100.0%

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

(ウ) 売払いの対象者

一般消費者以外の売払いの対象者の状況は、「表 1 8」のとおりである。

農業協同組合（以下、「農協」という。）や漁業協同組合（以下、「漁協」という。）などの法人への売払い、事業者への売払いがそれぞれ 7 機関であった。

農業大学校で設置されている模擬会社「徳島農大そらそうじゃ」や畜産農家、道の駅、給食センターなどに売払いが行われている。

生鮮品については、速やかに売り払う必要があるため、近隣の業者を選定せざるを得ず、林業種苗については、法令により売払いできる対象者が限定されている。

表 1 8 一般消費者以外の売払対象者 (複数回答)

項 目	機関数
農業協同組合等の法人	7
各種事業者	7
小売事業者	(1)
卸売事業者	(1)
その他民間事業者	(5)
県・市町村の地方公共団体	2
その他	5
模擬会社徳島農大そらそうじゃ	(1)
畜産農家	(1)
道の駅	(1)
給食センター	(1)
徳島県林業種苗協同組合	(1)

(エ) 契約書の作成

一般消費者以外の事業者等への売払いについて、契約書の作成状況は、「表19」のとおりである。

生製品の売払いに係る契約書を作成しているのは9機関であり、年間契約に自動更新条項を定め初年度以降は契約を自動更新している機関、毎年度年間契約を締結している機関、売払いの都度契約書を作成している機関がある。

契約書を作成していない2機関は、提出された申請書により売払いをしているものと、産直市の利用規約に基づいて売払いをしているものであった。

表19 契約書

項目	機関数	割合
自動更新	4	36.4%
年間契約	3	27.3%
売払いの都度、契約書を作成	2	18.2%
作成していない	2	18.2%
計	11	100.0%

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

(オ) 売れ残った場合の処分及び売払い以外の活用

売れ残った生製品の処分については、「表20」のとおりであり、牛受精卵、加工品等の保存がきくものは翌年度へ繰り越されている。

農産物については、教職員等関係者が有償で購入している。なお、関係者が購入する場合においても、定価で売払いが行われている。

また、一部で廃棄している機関も見受けられたが、水産振興課では、種苗を生産するうえでやむを得ず生じる余剰分について、漁協を通じて放流を行っている。

表20 売れ残った場合の生製品 (複数回答)

項目	機関数
翌年度へ繰越し	6
売れ残りは発生しない、必要量のみ払下げ	5
事業関係者(教員、職員等)が有償購入している	4
廃棄している	3
その他(沿岸域等へ放流)	1

カ 売払代金の取扱い

(ア) 売払代金の收受

売払代金の収納方法は「表 2 1」のとおりである。

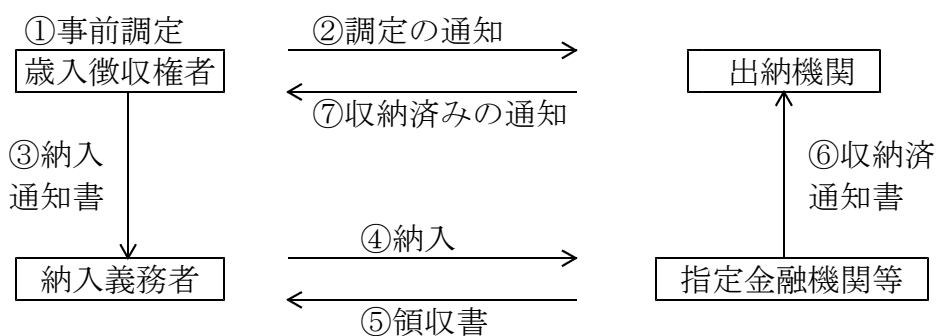
生産品の売払代金は、納入通知書により収納する場合と、納入通知書を発行せず、口答、掲示その他の方法により納入の通知を行い、収入分任出納員等が現金を直接収納する場合がある。現金による直接収納があるのは、県立学校の5機関であり、そのうち1機関は現金による直接収納のみを行っている。

表 2 1 売払代金の収納

項 目	機関数	割 合
納入通知書による収納のみ	6	54.5%
直接（現金による）収納又は納入通知書による収納	4	36.4%
直接（現金による）収納のみ	1	9.1%
計	11	100.0%

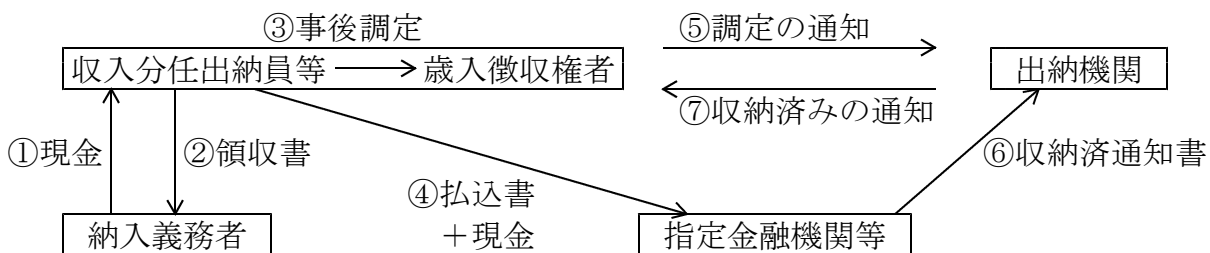
会計規則に基づく生産品の売払いに係る収入の手続については、次のとおりである。

【納入通知書による収納】



※歳入の調定…収入の原因、債務者、金額等を調査し、決定すること。

【現金による直接収納】



(イ) 収入の手続

納入通知書による収納について、経営研究課の模擬会社や農協、産直市、道の駅などとの取引では、一定期間の売払いに係る販売報告書が提出された後、事前調定し、納入通知書を納入義務者に送付し、その後県の口座へ入金されている。

一方、県立学校においては、一般消費者や一部の民間事業者に売り払う場合において、消費組合を介して取引し、消費組合から受領した売払代金を収入分任出納員等に引き渡し、事後調定の手続により県に収納している。

しかし、生産担当者から会計担当者の連携が十分でなかったことにより、調定手続が速やかに行われず翌年度の歳入となった機関が認められた。

さらに、他の機関では、取引を申し込んだ際、取引先が定めた会計ルールに従うことを求められたとの理由で、事務長等名義の口座に振込を受け、その後調定を行い県の口座に入金し直す会計処理が行われていたが、調定の手続が遅延していた。

(ウ) 適切な会計処理を行うための工夫

監査対象機関のうち、現金による直接収納を行っているのは、県立学校の5機関であり、売払時の現金の受領は、収入分任出納員又は現金取扱員によって行われている。

会計規則では、収納事務を行うことができる者が制限されているとともに、歳入を直接収納したときは、領収書を発行することが定められているが、学校祭やイベントのように、現金の受渡しが頻繁に行われる場合において、規則様式の領収書を売払いの都度発行することや収入分任出納員等が現金を取り扱うことなど、会計規則に基づいた事務処理が困難な場合に、消費組合を通して売払いを行うことにより事務手続の適正化、効率化が図られている。

販売実習を行っている県立学校では、適切な会計処理を行うため、マニュアルの作成、レジスターの使用、複数人での数量及び現金の管理並びに確認を行うとともに生徒が現金を扱う場合は、事前指導の徹底と教員が常に観察するなどし、事故の防止と適切な会計処理を行う工夫がなされている。

(エ) 領収書の交付

歳入を直接収納した場合は、会計規則第17条第1項により、規則様式の領収書を交付しなければならないとされている。

現金を扱う県立学校5機関では、収入分任出納員等が現金を受領した際、会計規則に定める領収書が使用されていた。

消費組合を活用する場合においては、レジスターを使用し購入者にはレシートを交付している機関、独自の領収書様式を作成し交付している機関がある。

(オ) 夜間、休日の現金の保管

現金の取扱いがある県立学校5機関における夜間、休日の現金の取扱状況は、「表22」のとおりであり、夜間、休日に現金の取扱いがある機関は、4機関(80.0%)であった。

会計規則第18条第1項では、直接収納した歳入を即日指定金融機関等へ払い込むことを定めているが、その例外規定も設けられており、その場合は、現金整理簿への必要事項の記録が必要となる。

夜間、休日に現金の取扱いがある4機関では、土・日曜日、祝日に催される行事や指定金融機関等の営業時間外において、生産品を売払い現金を得ているが、当該現金は金庫内で保管するとともに現金整理簿にその旨を記録し、翌業務日に指定金融機関等に払込みがなされている。

表22 夜間、休日の現金の保管（現金で收受する場合）

項目	機関数	割合
夜間、休日に現金の取扱いがある	4	80.0%
夜間、休日に現金を取り扱うことはない	1	20.0%
計	5	100.0%

キ 事業効果を高める手法

(ア) 販売促進・PR方法

販売促進及びPRの方法は、「表23」のとおりである。

試験研究機関など生産品を売り払う対象者が限定される機関では、広くPR活動を行うことは適さないが、一方、実習授業等で生産した生産品を消費者に売り払っている学校や中央テクノスクールなどでは、学校行事や地域イベントで一般消費者への売払いが行われることがあり、生産品の販売促進やPR活動が有効である。

その方法は、ホームページや案内板等を活用している機関が7機関と最も多く、そのほか地域の広報誌の活用、チラシの配布、新聞記事への掲載、テレビ出演、生徒の口コミ、SNSの活用など多岐にわたる。

一方、監査対象機関においては、生産品の売払結果を整理し、どの生産品が好評であるか、売れ行きが不調であるものについては、売払価格の設定が適切であったかなどの事後検証が行われている。

さらに、購入者や関係者を対象にアンケート調査を実施したり、意見聴取することで、販売結果の分析が行われ、次期の生産計画の策定や生徒の教育、試験研究に活用されている。

表 2 3 販売促進・PR方法 (複数回答)

項目	機関数
ホームページ, 案内板を活用している	7
広報誌, 回覧板を活用している	2
フェイスブック, ツイッターなどのSNSを活用している	1
その他	3
チラシの配布, 報道機関等を活用	(2)
町役場の町内一斉放送によるアナウンスを活用	(1)

(イ) 事業効果

監査対象機関に対し、生製品の売払いに係る事業効果について回答を求めたところ、次のとおりであった。

- ・ 種子, 種苗を安定供給することで, 産業の振興が図られた。
- ・ 生徒の製作意欲及び就職意欲の向上, 製品の品質向上につながった。
- ・ 販売額, 販売個数等を計量化することを通じて, 生徒が生産計画から販売戦略にわたる問題点を考える機会を得ており, 経営感覚の育成につながった。
- ・ 6次産業化の推進が図られた。
- ・ 地域との交流が盛んに行われることで, 生徒のコミュニケーション能力が向上するとともに地域への理解が深まった。
- ・ 実習意欲が向上した。

(ウ) 事業効果を高める工夫

事業効果を高めるための工夫について監査対象機関に調査を行った結果は、次のとおりであった。

- ・ ワカメ配偶体の売払時に, 種苗生産に関する技術を併せて普及していた。
- ・ 生製品や学校の活動内容についての認知度を高めるため, ホームページや報道機関を活用し広報を行った。
- ・ 規格外で商品として売ることができない農産物を商品化することにより, 廃棄を減らした。

(エ) 売払業務上の課題

県立学校では、売払業務について次のような課題を抱えている。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、対面販売はリスクが大きいため、販売形態を検討しなければならない。
- ・ 近隣農家との競合や教育上の目的から栽培品目が限定される。

(オ) 今後の事業展開

各機関で生産する生産品目は、年度ごとに大きな変化はないが、今後の展開として、「表 2 4」のとおり、生産品目の拡大を計画している。

表 2 4 今後の事業展開

監査対象機関	今後展開を計画している生産品
スマート林業課	・ 新系統の種子
城西高等学校 (本校・神山校)	・ 規格外の野菜を使用したレトルトカレー ・ 試験栽培をしている神山小麦，神山そばを使用した商品
那賀高等学校	・ 木製玩具の商品
池田高等学校 (三好校)	・ 農場で生産した果樹及び野菜を原材料とした 6 次産業化商品

(2) 県立学校生徒による商品開発，販売について

ア 商品開発，販売等

県立学校生徒による商品開発，販売について調査を行った結果は、次のとおりであった。

- 企業等とコラボレーションを行うことにより商品開発，販売を行っている機関が 5 機関
(城西高等学校 (本校)，徳島商業高等学校，小松島西高等学校 (勝浦校)，那賀高等学校，池田高等学校 (三好校))
- 模擬会社を設立し，商品開発，販売を行っている機関が 1 機関
(徳島商業高等学校)
- その他，教育の一環で生徒による商品開発，販売を行っている機関が 5 機関
(城西高等学校 (本校)，吉野川高等学校，つるぎ高等学校，池田高等学校 (三好校・辻校)，阿南支援学校)

監査対象機関とした県立学校における、生徒による商品開発、販売の状況については、「表25」とおりである。

表25 県立学校生徒による商品開発、販売の状況

区分	監査対象機関	事業・活動名
企業等とのコラボレーション	城西高等学校（本校）	①上勝小学校との連携事業
	徳島商業高等学校	②徳商デパート
	小松島西高等学校（勝浦校）	③6次産業化実践教育ステップアップ事業
	那賀高等学校	④木材加工品の商品開発
	池田高等学校（三好校）	⑤純米吟醸酒の商品開発 ⑥イチゴワイン、イチゴスカッシュの商品開発
模擬会社	徳島商業高等学校	⑦ビジネス研究部校内模擬会社COMCOM
その他	城西高等学校（本校）	⑧6次産業化実践教育ステップアップ事業
	吉野川高等学校	⑨鴨島駅前にぎわいづくり，アグリ吉野川，収穫祭での販売及び各種イベントへの参加
	つるぎ高等学校	⑩Go!Go!エシカルわくわく徳島プロジェクト事業
	つるぎ高等学校・池田高等学校（三好校・辻校）	⑪6次産業化実践教育ステップアップ事業
	阿南支援学校	⑫作業学習

各機関における商品開発、販売に関する事業・活動の実施概要や目的、主な成果については、「表26」から「表28」とおりである。

表26 企業等とのコラボレーションによる商品開発、販売

監査対象機関	開始時期	実施概要、目的等	令和元年度における成果
1 城西高等学校（本校）	平成29年度	①<上勝小学校との連携事業> ・地域起こし協力隊員からの依頼を受け、小学校児童とともに、葉っぱビジネスで有名な上勝町の規格外葉わさびを使用した商品の開発を行った。	・小学校児童に指導する過程において、説明の仕方や製造方法の効率性を考えることで生徒の自主性を養う機会を得た。
2 徳島商業高等学校	平成17年度	②<徳商デパート> ・地域の活性化、商品開発の体験を目的とし、17チーム（1チーム10名）と企業9社が連携し、や	・企画からプレゼンテーション、商品開発、販売実習、会計報告の一連の活動を学ぶことができた。

		し砂糖アイスやジョージア風チーズパンなどの商品開発，販売を行った。	・年2回のイベントで合計8千人以上の方に活動をPRした。
3 小松島西 高等学校 (勝浦校)	平成 27年 度	③<6次産業化実践教育ステップアップ事業> ・県南の「ゆこう」を使った商品を企業と連携して開発することで，地域の活性化や商品等の知名度の向上を目指した。	・ゆこうどら焼きの商品開発とゆこうマーマレードの品質向上に取り組み，マルシェ等での販売によりゆこうをPRした。
4 那賀高等 学校	平成 29年 度	④<木材加工品の商品開発> ・那賀町の豊富な森林資源を活用し，企業との連携により商品開発を行い，ものづくりの意義や実践方法，6次産業化学習の深化を図る。	・木頭スギのオリジナルスマホスタンド，MDF（中密度繊維板）製徳島県地図パズルの商品化に成功し，販売を開始した。
5 池田高等 学校 (三好校)	平成 20年 度	⑤<純米吟醸酒の商品開発> ・地域担い手育成事業をきっかけとして酒造会社が集中している三好市の活性化を目的として，企業との連携により純米吟醸酒の協働製造を開始した。	・商品を一升瓶で約千本発売。 ・酒造会社の蔵に入り，製造作業に取り組んだ。 ・生徒による当校オリジナルデザインの商品ラベルを制作して販売した。
	平成 30年 度	⑥<イチゴワイン，イチゴスカッシュ等の商品開発> ・地域活性化及び地域貢献を目的として，三好地区の特産農産物である夏秋イチゴの栽培技術向上のための研究・PR活動を行うとともに企業との連携により商品開発を行った。	・イチゴワインを醸造販売することで，原材料である夏秋イチゴの知名度の向上と，生産者，製造業者及び販売業者に一定の利益をもたらした。 ・三好市及び東みよし町のふるさと納税返礼品に採用され，自治体への納税額の増加に貢献した。
監査対象機関計 5機関（事業・活動数6）			

表27 模擬会社による商品開発，販売

監査対象機関	開始年度	実施概要，目的等	令和元年度における成果
1 徳島商業高等学校	平成 23年 度	①<ビジネス研究部校内模擬会社COMCOM> ・商業科部活動の1つであるビジネス研究部内に作った模擬会社。1年生から3年生までの約30名が所属して活動している。人と人をつなげて，新たなビジネスを作りたい，そして徳島を元気にしたい，徳島の商業活動を全国に広めていきたいという思いで発足	・模擬会社の活動により，全国高等学校生徒商業研究発表大会において優秀賞を獲得したほか，G20消費者政策国際会合における生徒の英語プレゼンテーションの披露，エシカル甲子園2019における内閣府特命担当大臣賞受賞など大きな成果をあげた。 ・販売実習として，東京・代々

	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、「時を守り・場を清め・礼を正す」という社訓のもと、地域の活性化・グローバル化を目指している。 ・徳島という地域から世界へ商業活動をグローバルに展開し、地域の復興や発展に寄与するため活動している。 <p>※グローバル…国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、様々な問題を捉えていこうとする考え方。</p>	<p>木公園で行われたカンボジアフェスティバルのほか15回実施している。</p>
<p>監査対象機関計 1 機関（事業・活動数 1）</p>		

表 28 その他、生徒による商品開発，販売

監査対象機関	開始年度	実施概要，目的等	令和元年度における成果
1 城西高等学校 (本校)	平成28年度	<p>①<6次産業化実践教育ステップアップ事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度「農工商連携6次産業化プロデュース事業」における実証成果をもとに、継続した関係校との連携活動により6次産業化に対応した教育の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タデアイの乾草葉作りや藍染めの体験を通して、藍を身近に感じることができた。 ・前年度までの食藍洋菓子（マドレーヌ，フィナンシェ，クッキー）の品質向上を図った。 ・4種類の藍染めあんどんを製作し，成果発表会等で好評を得た。
2 吉野川高等学校	平成24年度	<p>②<鴨島駅前にぎわいづくり，アグリ吉野川，収穫祭での販売及び各種イベントへの参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒自らが，栽培し収穫した農産物を地域住民へ販売することで，安心安全な商品であるという責任感を持たせる。 ・規格外となる農産物を活用した商品開発により，フードロス削減につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒自らが販売することにより，消費者からの要望や意見を直接聞くことができ，今後の取組と課題発見の参考となった。 ・農業経営のあり方や収穫した農産物を無駄にしないための工夫について考える機会を得た。 ・地域住民に，学校の取組や活動をPRした。
3 つるぎ高等学校	平成29年度	<p>③<Go!Go!エシカルわくわく徳島プロジェクト事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費を研究・実践する組織としてエシカルクラブを結成し，その成果を校外に広く発信することで，エシカル消費の啓発及び普及を図る。 ・持続可能な社会に向けて，主体的に行動することができる適切な消費者力の育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産物「みまから唐辛子」を使った「揚げパン」の商品開発を行った。 ・「消費者まつり」，「みのだっこタウン」，「文化祭」，「高校生産業教育展」で販売・広報活動を行った。

4 つるぎ 高等学校・池 田高等 学校 (三好 校・辻 校)	平成 28年 度	④<6次産業化実践教育ステップアップ事業> ・生産・加工・販売を一体化した6次産業化商品のプロデュースのため、関係校が連携し「未利用資源を利用したアロマオイルの抽出と商品開発」に取り組んだ。 ・規格外農産物や廃棄される天然材料を利用し、精油の抽出からその活用を考え、それぞれの専門分野を活かした協働による実践的取組を行った。	・各校が連携し、それぞれの専門分野の学習を活かした協働による商品開発ができた。 ・廃棄される農産物の有効活用と、安全安心な製品作りには欠かすことのできない知識やエンカルについて考える機会を得た。 ・ハッサクの摘果果樹及び杉の葉から精油を抽出し「防災時のストレスケアに活かすアロマテラピー」をテーマとしたアロマスプレーの商品開発を行った。
5 阿南支 援学校	不明	⑤<作業学習> ・高等部普通科作業学習（園芸、陶芸、手工芸）及び産業工芸科木材加工として位置づけている。 ・作業学習の授業で生産した花の苗や木材加工品などを企業に提供している。 ・花の苗については、授業の一環として植栽活動も合わせて行っている。	・企業に商品を提供することで、完成度の高い商品作りや丁寧な商品管理の意識向上につながり、生徒の勤労意欲の高まりが見られる。 ・企業に出向き、企業や地域の方と協働で植栽活動を行うことにより、働く上での知識、技能及び態度を育成した。
監査対象機関計 5機関（事業・活動数5）			

イ 県費の費用負担

「表25」に記載の12の事業・活動について、県費の費用負担の状況は、「表29」のとおりである。

商品開発、販売の活動を実施するに当たり、県費の費用負担がある機関では、農産物の生産及び商品開発に要する原材料や消耗品等を購入するために必要な費用を、県費により負担していた。

また、商品開発のために講師から指導を受けた機関では、講師招へいに伴う費用を県費で負担していた。

県費の費用負担がない機関については、「企業の協力を得て製造の実習を行っており費用は発生していない」、「学習費として生徒の各家庭から集金している」などが、その理由であった。

表 2 9 県費の費用負担

項 目	事業・活動数			
	企業等とのコラ ボレーション	模擬会社	その他	計
県費の費用負担がある (「生產品」を作るための原材料費を含む)	3	0	5	8
県費の費用負担がない	3	1	0	4
計	6	1	5	12

ウ 会計処理

現金の取扱いについては、「表 3 0」のとおりである。

生徒による商品開発や販売を行っている 8 機関・12 の教育活動（「表 2 5」に記載の 12 の事業・活動）のうち、4 活動は現金を取り扱っておらず、「商品開発のみを行っており販売に至っていない」、「商品は企業等に帰属するため、学校側で売払いを行っていない」などがその理由であった。

表 3 0 現金の取扱い

項 目	事業・活動数			
	企業等とのコラボレーション	模擬会社	その他	計
現金の取扱いがある	3	1	4	8
現金の取扱いはない	3	0	1	4
計	6	1	5	12

(注) 現金の取扱いのある 8 つの「事業・活動」のうち、「機関」については 7 機関である。

現金の取扱いがある 7 機関の現金を取り扱う者については、「表 3 1」のとおりであり、教職員及び生徒が現金を扱っている機関が 4 機関、教職員のみが扱う機関が 3 機関であり、生徒のみが現金を扱っている機関はなかった。

現金を取り扱う上で事故を防止し適切に会計処理を行うため、レジスターの使用、複数の職員によるダブルチェック等が行われるとともに、生徒が現金を扱う際は、教員が生徒のそばで確認・監督を行っていた。

表 3 1 現金を取り扱う者

項 目	機関数	割 合
教職員及び生徒	4	57.1%
教職員のみ	3	42.9%
計	7	100.0%

エ 売払い代金の取扱い

現金の取扱いがある7機関の状況については、「表32」のとおりであり、代金を県の収入に計上しているのは4機関である。

県の収入に計上していない3機関の状況は、次のとおりである。

- ・ 徳島商業高等学校では、生徒の各家庭から集めた資金を使って徳商デパートが運営されている。
- ・ つるぎ高等学校では、学校生徒が考案したレシピを基に協力企業が製造した商品を、学校側が学校祭やイベントで販売しているが、商品及び売払代金は企業に帰属するため、県の収入に計上していない。
- ・ 阿南支援学校では、授業において花の苗や野菜を生産し、それらを企業や教職員等に売払いを行っている。当該売払代金は、校長名義の口座に入金され、次年度の生産に必要な資材等の購入費用に充てており、県の収入及び支出に計上していなかった。

表 3 2 売上を県の収入に計上

項 目	機関数	割 合
計上している	4	57.1%
計上していない	3	42.9%
計	7	100.0%

オ 事業効果を高める工夫

事業効果を高めるための工夫について監査対象機関に調査を行った結果は、次のとおりであった。

- ・ 事業を広く地域住民に認知してもらうために、発表会の開催や、校外での活動に取り組んだ。
- ・ 全体の企画・運営から商品開発まで生徒が中心となって運営するよう工夫した。
- ・ 高校生ならではの独創的なアイデアを地元企業にプロデュースし、地域貢献につながる6次産業化商品の開発を進めた。

- ・ 消費者行政関係機関や地元企業等との連携による「地産地消やエシカル消費を理解するための出前事業」を行い、商品開発に向けて行動する力を育成した。

カ 今後の取組

監査対象機関において計画している新たな取組について、主なものは次のとおりである。

- ・ オンライン徳商デパートを企画。
- ・ 食藍加工製品の製品化を図るとともに、木加工品への藍染めの可能性を検証。
- ・ 地域の特産物を使用したエシカル商品の開発。
- ・ 道の駅や観光施設で地産地消メニューの販売及び広報。
- ・ 新商品の開発、映像制作等による魅力発信。

2 監査の意見等

今回の監査は、「生製品の売払業務に関する事務」について、「売払代金の取扱いは適正か」、「生製品の管理は適切か」、「事務処理及び売払形態は適切かつ効率的か」、「売払価格の設定は適切か」及び「事業効果を高める工夫はなされているか」の観点により実施した。

生製品の売払業務は、11機関で実施されており、事務手続はおおむね適切に処理されていることが認められた。また、県立学校生徒による商品開発、販売の活動についても各校の特色を生かした魅力あふれる取組が実践され、現金の取扱いもおおむね適正に行われていた。

しかし、一部の機関の事務処理や売払代金の取扱いにおいて、改善を要する事項が認められた。

各機関においては、今回の監査の結果を踏まえ、より適切な生製品の売払業務の執行に努められたい。

(1) 売払代金の取扱いについて

生製品の売払代金は、納入通知書による収納又は現金による直接収納により行われていた。また、夜間、休日に現金を取り扱う機関では、現金整理簿への必要事項の記録や適時の払込手続がなされ、売払代金の取扱いはおおむね適切に行われていた。

ア 収入手続

通常、取引先から提出された販売報告書や生製品担当者等から提出された生製品処分書に基づき、収入の手続が行われる。

しかし、担当者間の連携が十分でなかったため、調定の手続が遅れ、翌年度の調定・収入となった機関があった。

[改善を要する事項]

収入の原因が発生した際は、直ちに調定しなければならない。また、現金により直接収納した場合は、収入分任出納員等からの報告に基づいて速やかに調定しなければならないにもかかわらず、調定の手続が遅れ、翌年度の調定・収入となっているものがある。

今後、生産担当者と会計担当者の連携を強化するとともに、事務処理方法をルール化するなどにより適正な事務処理を確保する必要がある。

(経営研究課，那賀高等学校)

イ 収納事務の適時執行

生產品の売払代金について、取引先から納入通知書により県の口座に入金が行われているが、売払代金を一旦、事務長等名義の口座に振込を受け、その後県の口座へ入金し直す処理を行っている機関もあった。

これは、取引先のルールに従う必要からやむを得ないものであるが、公金保全の観点から、納入通知書や払込書等による適時収納という会計規則に定める収納方法がとれないか引き続き検討されたい。

ウ 消費組合の運用

県立学校では消費組合が設置され、学校祭やイベントのように現金の受渡しが頻繁に行われる場合において、領収書を売払いの都度発行することや収入分任出納員等が現金を取り扱うことなど、会計規則に基づいた事務処理が困難な場合に、消費組合を通して売払いが行われており、事務手続の効率化が図られている。

しかし、消費組合の規約には、収入分任出納員等への現金の引渡しの時期や事務手続のチェック体制などが明記がされておらず、各学校ごとに消費組合の事務の運用が異なっている。

については、消費組合の事務の取扱いや現金、生產品の管理、事務手続に係るチェック体制などについて消費組合の規約に明記するなど、主管課と十分に協議を行い、より一層の事務手続の明確化等に努められたい。

(2) 生產品の管理状況について

生產品の管理業務の執行に当たっては、各機関において、「会計規則」、「会計事務の手引き」等に基づき、生產品報告書、生產品処分書、物品出納簿、原材料品類

受払簿等がおおむね適切に整備されていた。

生産品の保管管理については、冷蔵庫や倉庫、実習室などそれぞれ適した場所に保管され、機械警備や施錠がなされた場所での管理が徹底されており、品質を保つ工夫が施され、紛失、盗難などの対策が講じられている。

生産品は県費をもとに生産され、その対価として収入を得ているものであることから、今後とも引き続き、適切な管理に努められたい。

(3) 事務処理及び売払形態について

事務処理手続については、生産品の種類や地域の実情に応じておおむね適切に処理されていた。

売払形態は農協や産直市、民間事業者などへの売払い、学校祭やイベント、校内販売での一般消費者への売払いなど多岐にわたるため、事務処理は繁雑になる。

今後とも、「会計規則」、「会計事務の手引き」等に基づき適正な事務執行に努められたい。

(4) 売払価格の設定について

売払価格については、市況を参考に算定しているもの、原材料や人件費等の費用を基に算定されているものなどがあつた。また、農産物を扱う機関では、近隣農家の販売に影響を及ぼさないよう適切に配慮がなされていた。

各機関においては、引き続き、価格の算定根拠を明確にし適切な価格設定を行い、市況が大きく変動する場合は、適宜単価の見直しを行われたい。

(5) 事業効果を高める工夫について

売り払う対象者が限定される場合を除き、各機関において事業効果を高めるために様々な工夫が行われていた。特に県立学校では、各校とも教育目的に沿った、特色のある取組を実践しているものと見受けられた。

また、規格外の野菜や果樹などの農産物を活用した新たな商品の開発により、エシカル消費の普及推進が図られている。

売払収入を増やすことが本来の目的ではないものの、実習授業を行う機関では、収入が増えることにより生徒の意欲向上や経営感覚の育成につながることを期待される。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止や規模の縮小を余儀なくされ、売払形態や売払方法を見直す必要もでてきている。

今後とも、他の機関の取組を参考にするなど創意工夫を重ねるとともに、社会や消費者のニーズを意識しつつ事業に取り組まれたい。

(6) 県立学校生徒による商品開発、販売活動における会計処理について

県立学校では、企業や他校との連携により、各学校の強みを生かし、商品開発や販売が行われている。現金の取扱いにおいては、生徒が売払代金を扱う際に、レジスターを使用したり、複数の職員で現金の確認を行うことにより適切に管理されていた。

なお、生徒の各家庭からの費用負担により事業・活動が行われている場合や商品が企業等に帰属する場合などを除き、授業カリキュラムに基づいて生産しているものについては、売払代金は県の収入とするとともに、活動に必要な物品等の購入費用は県費から支出すべきである。

[改善を要する事項]

授業（作業学習）で生産した花の苗や野菜などを企業等に売り払っているにもかかわらず、県の収入に計上していない。今後、関係機関と協議し、歳入歳出予算の計上を行い、売払代金については生産品売払収入に計上するとともに、活動に必要な物品等の購入費用については県費から支出し、適切な会計処理を行う必要がある。

(阿南支援学校)

3 まとめ

生産品の売払業務に関する事務については、「会計規則」、「会計事務の手引き」、「要領」等に基づき、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した結果、おおむね適正に行われていることが認められた。

生徒による商品開発、販売についても、生徒が主体となって活動する環境が整えられ、事業効果を高める工夫がなされている。

売払代金の適切な取扱いや3E（経済性・効率性・有効性）の観点を踏まえた業務改善など、関係機関とも連携していくことにより、なお一層、事務の適正性、効率的な運営の確保に努められたい。

また、生産品の売払業務及び生徒による商品開発、販売活動は、産業・人材の育成、特産品の魅力発信による地域の活性化、生徒の意欲やビジネスセンスの向上など多面的な効果をもたらすことが期待されるが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、こうした活動にも様々な制約が生じ、対応が求められている。

今後とも事業目的を達成するため創意工夫を重ねるとともに、引き続き適正な事務が行われることを望むものである。